

保険料の納付は「口座振替での前納・早割」が便利でお得です！

国民年金保険料を口座振替で納付すると、振替方法によって保険料が割引になります。納め忘れがなく、安心で確実な口座振替をぜひご利用ください。

《早割》は月50円（年間600円）お得！

保険料の納付期限は翌月末（例1月分は2月末まで）ですが、当月末に口座振替することを「早割」といいます（現金納付には「早割」はありません）。

《まとめて「前納」すると、さらにお得！》

納付方法	割引額		納付額 ※（）内は現金納付
	口座振替	現金納付	
通常納付	0円	0円	月16,340円
早割	50円	-	月16,290円 (16,340円)
6か月前納	1,110円	800円	96,930円 (97,240円)
1年前納	4,110円	3,480円	191,970円 (192,600円)
2年前納	15,650円	14,420円	377,350円※ (378,580円)

※2年分の保険料（H30年度保険料16,340円×12か月とH31年度保険料16,410円×12か月の合計）から割り引いたもの。

《申し込みは簡単！》

年金事務所の窓口などにある「口座振替申込書」に必要事項を記入・押印（金融機関の届け出印）のうえ、年金事務所または金融機関の窓口へ提出してください。

申し込みには期限があります。期限を過ぎますと、割引を受けられなくなりますので、ご注意ください。

前納種類	前納期間	申込期限	口座振替日※
6か月	4月～9月	2月末	4月末
	10月～翌年3月	8月末	10月末
1年	4月～翌年3月	2月末	4月末
2年	4月～翌々年3月	2月末	4月末

※口座振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落とし。

◇現金納付による6か月・1年・2年前納もできますが、口座振替の方が割引額は多くなります。  
◇前納による納付済み期間中に会社などに勤務し、厚生年金保険に加入した場合、未経過期間の国民年金保険料は還付されます。  
◇年度の途中で60歳になる方の前納期間は、60歳到達日（誕生日の前日）の属する月の前月分までです。

便利でスムーズな「予約年金相談」のご利用をお願いします

年金事務所では、年金請求などの手続きや相談の際に、予約をお願いしています。予約することで、窓口が混雑している時でも都合に合わせて来所できます。また、来所する前に必要書類などを確認できるので、

スムーズに相談できます。

予約の際は「基礎年金番号」が分かる年金手帳や年金証書をご用意ください。  
☎0570-05-4890（予約受付専用）



職員が「年金セミナー」「年金制度説明会」に伺います

公的年金制度は、高齢者の所得保障や不測の事態に備える保険として、国民生活になくてはならない重要な役割を果たしています。

日本年金機構では、地域に根ざした公的年金制度の周知の一環として、年金事務所の職員を講師として派遣し、教育機関での「年金セミナー」や町内会などの地域コミュニティでの「年金制度説明会」を実施しています。

これからの社会を担う中高生などの若い世代に、公的年金制度の役割や必要性を正しく理解したうえで制度に加入してもらうことを目的としています。

実施方法や日程などは希望に応じて対応しますので、遠慮なくお問い合わせください。

☎白河年金事務所 ☎4161



雪の季節になりました

除雪作業にご協力ください

☎本庁舎道路河川課 内2275

市では、冬の期間も皆さんが安心して生活できるよう、市道の除雪を行っています。

除雪作業には、皆さんの協力が欠かせません。除雪作業をスムーズに進めるため、ご協力をお願いします。



《道路の除雪》

①路上駐車は絶対にやめましょう

路上駐車は、除雪作業の効率が悪くなり、渋滞の原因になるなど、多くの人の迷惑になります。

②除雪中の作業車には絶対に近づかないでください

除雪作業後の路面は大変滑りやすく危険です。また、追い越しをする場合は、除雪車が完全に停止してからにしましょう。

③道路へ雪を出さないようにしましょう

道路へ雪を押し出すと、車が乗り上げてハンドルを取られるなど、交通事故の原因になり危険です。

④家の入り口や玄関先に残った雪は、ご家庭で除雪をお願いします

除雪車が通った後は、どうしても玄関先に雪が残ってしまいます。残った雪の除雪にご協力をお願いします。

《歩道の除雪》

地域内の生活道路や歩道の除雪は、町内会・消防団・商店会など、各地区での除雪作業にご協力をお願いします。

☎本庁舎生活防災課 内2166



《通学路の除雪》

通学路の除雪は、各学校ごとに作成する「除雪マニュアル」に基づいて実施します。

PTAや町内会のご協力をお願いします。

☎本庁舎学校教育課 内2366

※除雪の疑問にお答えする冊子を作成しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



農業用ハウスの雪害対策



☎本庁舎農政課 内2225

農業用パイプハウスなどへの被害を防ぐため、対策をお願いします。

《除雪作業の安全確保》

除雪作業を行う際は、人命優先です。安全を確保したうえで、複数人で行いましょう。また、加温のためハウス内に家庭用暖房器などを持ち込む場合は、火災や一酸化炭素中毒に注意しましょう。

《被害防止のための事前対策》

冬期間に使用しないハウスのビニールは撤去しましょう。また、パイプハウスの補強対策として、筋交い直管や中柱（仮支柱）などを設置しましょう。

歩行型除雪機による事故の防止

☎除雪機安全協議会（（一社）日本農業機械工業会内）  
☎03-3433-0415

雪のシーズンになると、除雪機による事故が多発します。除雪機を使う際は、次の点に注意して操作しましょう。



☆作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。

☆雪詰まりを取り除く時は、必ずエンジンを停止し、回転部（オーガ・ブロー）が完全に停止してから、雪かき棒を使って行いましょう。

☆回転部に近づく時は、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょう。

☆後進時は、転倒したり挟まれたりしないよう、足元や後方の障害物に十分注意しましょう。

☆除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人や車・建物がないか確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

☆安全装置が正しく作動しない状態で使用しないようにしましょう。また、安全装置を意図的に解除したり、故障を放置したまま使用したりしないようにしましょう。